

議案第 88 号

大田原市から北那須流域関連那須塩原市公共下水道への区域外流入について
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 2 項の規定により、別紙協議
書のとおり那須塩原市と協議するため、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

平成 28 年 12 月 5 日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市から北那須流域関連那須塩原市公共下水道への区域外流入に関する協議書

大田原市が、北那須流域関連那須塩原市公共下水道を自己の住民の利用に供することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定により次のとおり協議する。

記

（目的）

第1条 この協議は、地方自治法の規定に基づき、那須塩原市（以下「甲」という。）と大田原市（以下「乙」という。）が、大田原市加治屋83番地651手塚貴之から申請のあった北那須流域関連那須塩原市公共下水道への区域外流入について使用条件等を協議するものである。

（施設の名称）

第2条 甲の施設の名称は、北那須流域関連那須塩原市公共下水道とする。

（区域外流入の所在地）

第3条 区域外流入の所在地等については、次のとおりとする。

所 在 地	地 積
大田原市加治屋83番地894	498 m ²

（流入場所）

第4条 流入の場所は、中央2-1処理分区とする。

（使用条件）

第5条 北那須流域関連那須塩原市公共下水道の使用条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 那須塩原市下水道条例（平成17年那須塩原市条例第191号）及び那須塩原市排水区域外の下水に係る公共下水道の接続使用取扱要綱（平成17年那須塩原市告示第104号）を順守すること。
- (2) 関係法令に定められた申請等は、那須塩原市上下水道部下水道課に提出すること。
- (3) 下水道使用料は、甲が徴収する。

(補足)

第6条 この協議書の定めるもののほか、必要な事項は甲乙協議の上、定めるものとする。

平成28年 月 日

甲 那須塩原市長 君 島 寛

乙 大田原市長 津久井 富雄